

山梨県公報

号外第八号

平成十八年

三月十五日

水曜日

目次

告示

- 市町村の廃置分合に伴う市の人口の告示……………
- 特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規制基準の一部改正……………
- 振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準の一部改正……………
- 悪臭原因物の排出規制地域及び規制基準の一部改正……………
- 字の名称変更……………

告示

山梨県告示第三百三十五号

平成十八年三月十五日に北巨摩郡小淵沢町を廃し、その区域を北杜市に編入したことに伴い、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第七十七条第一項第一号の規定に基づき、同市の人口を次のとおり告示する。

平成十八年三月十五日

山梨県知事 山本 栄彦

四八、一四五

山梨県告示第三百三十六号

特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規制基準(昭和五十二年山梨県告示第六十六号)の一部を次のように改正する。

平成十八年三月十五日

山梨県知事 山本 栄彦

一中「、小淵沢町」を削る。

別添図面中北杜市に係る部分を次の図のように改める(「次の図」は、省略し、その

図面を山梨県森林環境部大気水質保全課 山梨県峡北地域振興局及び北杜市役所において公衆の縦覧に供する。)

山梨県告示第三百三十七号

振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準(昭和五十四年山梨県告示第百号)の一部を次のように改正する。

平成十八年三月十五日

山梨県知事 山本 栄彦

一中「、小淵沢町」を削る。

別添図面中北杜市に係る部分を次の図のように改める(「次の図」は、省略し、その図面を山梨県森林環境部大気水質保全課、山梨県峡北地域振興局及び北杜市役所において公衆の縦覧に供する。)

山梨県告示第三百三十八号

悪臭原因物の排出規制地域及び規制基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十八年三月十五日

山梨県知事 山本 栄彦

悪臭原因物の排出規制地域及び規制基準の一部を改正する告示

悪臭原因物の排出規制地域及び規制基準(平成十六年山梨県告示第四百九十六号)の一部を次のように改正する。

別表第七号の表A区域の項中「及び武川町宮脇」を「、武川町宮脇、小淵沢町小淵沢、小淵沢町上笹尾及び小淵沢町下笹尾」に改め、同表中第十九号を削り、第二十号を第九号とし、第二十一号から第二十五号までを一号ずつ繰り上げる。

別添図面中北杜市に係る部分を次の図のように改める(「次の図」は、省略し、その図面を山梨県森林環境部大気水質保全課、山梨県峡北地域振興局及び北杜市役所において公衆の縦覧に供する。)

附則

この告示は、公布の日から施行する。

山梨県告示第三百三十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、北杜市長から次のとおり新たに町を画する旨の届出があった。

平成十八年三月十五日

町	字
小淵沢町	上平井出、権現原、下平井出、藤田窪、古番屋、雁羽沢、芦原、原東沢、上庄、向尾根、西上床、下根山、上根山、入道森、後田、天神森、尾根、淵平、小森、大六天、疣石、上阿原、井詰原、中原、上井出沢、下井出沢、天神宮、竹原、向岩窪、沢の田、宗高、下井詰、上井詰、上の原、出口、上長谷沢、下前後沢、上前後沢、三才、石宮、岩久保前、岩窪、西久保、下長谷沢、松木坂、下原、上宮原、下宮原、石上り、上久保、下久保、加室、東久保、西沢、舟久保、殿平、中の坪、西天神、上大久保、天神前、宮の前、河戸尻、横大道、上深沢、上八里田、家の前、本田、西屋敷、大久保、前窪、西村、下西窪、西加室坂、道向、松木平、上加倉、鯛沢、下八里田、下深沢、中尾、河倉、山の上及び棒道下、上笹尾、下笹尾並びに松向